

クレーン運転の業務特別教育のご案内

吊り上げ荷重が5トン未満で、床上で運転し、かつこれを運転するものが荷の移動と共に移動する方式のクレーン及び跨線テルハで吊り上げ荷重が5トン以上のものの運転業務に就く者は、特別教育の受講が義務付けられています。

1 講習年月日 [講習日程表](#)

2 会場 県立久留米高等技術専門校内人材開発センター
住所 久留米市合川町1786-2 TEL 0942-30-0560

3 受講料

区分	受講料(税込)	テキスト代(税込)	合計(税込)
会員	10,195	1,705	11,900
非会員	12,995	1,705	14,700

4 定員 40名

5 講習内容及び
予定時間

講習内容		予定時間
学科	クレーン等に関する知識、原動機及び電気に関する知識、クレーン運転の力学に関する知識、関係法令	8:50～17:15 8:45～17:10
実技	クレーン運転の実技及び合図	

詳細は [特別教育等のご案内](#) を参照願います。

6 申込み方法 [「安全衛生及び特別教育等の申込について」をご確認ください。](#)